

Client Alert

Tokyo

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

August 2009

米国エネルギー省が再生可能エネルギー及びクリーン・テクノロジーを支援する借入保証制度を公告

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士
事務所(外国法共同事業)
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンシャルタワー

Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)
Tel: +81 3 5157 2710
Fax: +81 3 5157 2906
Anne.Hung@bakernet.com

Paul A. Davis
(ポール・A・デービス)
Tel: +81 3 5157 2711
Fax: +81 3 5157 2906
Paul.Davis@bakernet.com

大型プロジェクトグループ
([ウェブサイト](#))

2009年7月29日、米国エネルギー省は再生可能エネルギー及びクリーン・テクノロジーを支援する目的で、2005年のエネルギー政策法に基づいた借入保証制度の申込受付を公告した。これは米国回復再投資法 (The American Recovery and Reinvestment Act of 2009) (「ARRA」) の発効以来、初の借入保証制度の公告となる。

概要

今回の公告には、以前より先端技術の開発に対して借入保証を行っていたエネルギー政策法第1703条 (「第1703条プログラム」) に、ARRAによって新設された第1705条を基にしたプログラム (「第1705条プログラム」) が新たに追加された。第1705条プログラムに該当するプロジェクトは、借入保証に加え、保証の際に必要な信用助成金 (Credit Subsidy Costs) が連邦政府によって負担されるため、資金借入の際に派生する諸費用の大幅なコストダウンが期待される。

第1705条プログラムによってエネルギー省へ準備された60億ドルの予算のうち、20億ドルまでが再生可能エネルギーまたは電力伝送プロジェクトに対する信用助成金として、5億ドルまでが最先端のバイオ燃料プロジェクトに対する信用助成金として今回の公告に割り当てられた。但し、信用助成金は上限額に達した時点で、申請者の負担となる点を留意したい。なお、今回の公告に割り当てられない予算は将来の公告の際に割り当てられると予想される。

また、ARRAの予算以外にも、2009年度の包括歳出法 (Omnibus Appropriations Act) により最大85億ドルが第1703条及び第1705条プログラムに該当するプロジェクトへの借入保証として割り当てられた。

対象

今回公告された第1705条プログラムの対象となるのは、2011年9月30日までに建設開始が予定されている再生可能エネルギーシステム並び

に送電システム及び最先端のバイオ燃料プロジェクトである。

最先端のバイオ燃料プロジェクトとして認可されるには、輸送燃料の生産に使用される技術がバイオマスなどの原料に由来し、プロジェクトのライフサイクルで見た温室効果ガス排出量が他の輸送燃料に比べて大幅に削減されるものでなくてはならない。特定のバイオ燃料が革新的であるかどうかの重要な判断基準として、エネルギー省はその技術に拡張性があるか否かを考慮する。また、これらの要件を満たしているか否かを判断し、決定を下す権限はエネルギー省長官にある。

送電システムについてはスマートグリッド技術を用いた資本集約的電力伝送システムが対象となる。なお、従来の電力伝送インフラ整備プロジェクトに関しては別の公告が存在し、これに関しては別のClient Alertにて追って報告する。

上記以外にも、今回の借入保証制度の恩恵を受けられる可能性がある例として、ベンチャーキャピタルに出資を受けるクリーン・テクノロジー機器製造業の会社が、クリーン・テクノロジーに関する革新的技術を立証証明した段階で商業的な展開していない場合などが挙げられる。

募集条件

今回の公告には第 1703 条プログラムに第 1705 条プログラムが加えられた形となったが、第 1705 条プログラムは現行の第 1703 条プログラムに取って代わるのではなく、第 1703 条プログラムを拡張する位置づけにあたる。従って、第 1705 条プログラムの申請者は、前提条件としてまず第 1703 条プログラムの条件を満たす必要がある。

第 1703 条プログラムの申請条件を満たすには、プロジェクトがまず ARRA の定める「適格なプロジェクト」である必要がある。ここで言う適格なプロジェクトとは、1) アメリカ国内に存在しているプロジェクト（所有者が外国籍である、及び／または外国資本によって運営される場合も可）であり、2) 新技術、または現行の技術を大幅に改善した商用化されていない技術を用いるプロジェクトを指す。

すなわち、従来の商業的に広く認知されている技術を用いた再生可能エネルギー発電及びバイオ燃料プロジェクトは、公告の借入保証の対象外となる。

加えて、第 1705 条プログラムでは、上述の条件と共に、ARRA が課す条件である、労働者の賃金に関するデービス・バーコン法、雇用の創造と保持に関する特別報告義務、バイ・アメリカン法等なども満たす必要がある。

プロジェクトが何らかの理由で第 1705 条プログラムの条件を満たせない場合には、引き続き第 1703 条プログラムに基づいて借入保証の申し込みを行うことが出来るが、その場合、第 1705 条プログラムの特長である信用助成金は申請者負担となる。

申込期限と費用

公告の申込は申込期限の異なる二部に分けられ、七つの申込期間が設定されている。第一部の申込ではプロジェクトの概要、応募資格及び資金調達計画に関連する書類を提出し、その後の第二部の申込では募集条件のうち第一部で提出する必要のない残りの情報及びエネルギー省によるデューデリジェンスに必要な書類を提出する。

最初の申込期間の第一部の申込期限は2009年9月14日であり、続く第二部の申込期限は2009年11月13日であり、残り六つの申込期間の期限も順次設定されているが、先に提出をした申込期間が優先的に審査されることとなる。

また、申込費用の支払も二回に分かれており、第一部の申込時に総額の25%を、第二部の申込時に残りの75%を支払い、申込費用額は借入保証額によって異なる。この他、借入交渉及びデューデリジェンスに必要な費用、保証期間中のエネルギー省による借入保証の監視及び運営管理に掛かる費用も申込者負担となる。

今回の公告は、信用助成金の政府による負担総額に上限が設定されている点と、最初の募集期間が公告の発表時より45日間（2009年9月14日まで）と短いので、申請希望者は出来る限り早く申し込むことが望まれる。

今後の展開

エネルギー省は今後もエネルギー分野への投資を支援する新たな公告を計画している。また、本公告の発表と同時期に、電力伝送インフラ整備プロジェクトを支援する公告も発表された。この公告の詳細については、別のClient Alertにて報告する予定である。

(出典 www.lgprogram.energy.gov)

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

2009 Baker & McKenzie

© All rights reserved.